

議案第19号

佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月26日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の一部を改正する条例

佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例（昭和38年佐倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

市立幼稚園が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を含む。）を提供した際に法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者が納付する当該特定教育・保育に係る保育料（法第27条第3項第2号に掲げる額（特別利用教育を提供する場合は、法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額）をいう。）は、0円とする。

第2条第2項中「保育料」の次に「（以下「預かり保育料」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項に定めるもののほか、預かり保育料の算定に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

第3条を次のように改める。

（預かり保育料の納付）

第3条 預かり保育料は、預かり保育を実施する日の属する月の翌月の末日までに納めなければならない。

第4条の見出しを「（預かり保育料の減額）」に改め、同条第1項中「保育料の額の全部又は一部を免除」を「預かり保育料を減額」に改め、同条第2項中「保育料の減免」を「預かり保育料の減額」に改める。

第5条の見出し中「保育料」を「預かり保育料」に改め、同条本文中「保育

料は」を「預かり保育料は、」に改め、同条ただし書中「保育料を減免する場合は」を「預かり保育料を減額する場合は、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育に係る保育料及び保育に係る預かり保育料について適用し、同日前に行われた教育に係る保育料及び保育に係る預かり保育料については、なお従前の例による。